

大町市告示第20号

大町市ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1 この要領は、大町市広告掲載要綱（平成21年告示第19号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、市が作成する公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2 市ホームページに掲載する広告は、画像とし、広告主が指定するホームページにリンクする機能を有するものとする。

(広告掲載者の資格)

第3 広告の掲載をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業を営む法人又は個人であって、市民税等を滞納していない者
- (2) 非営利団体であって市長が認めた者

(広告の規格等)

第4 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大きさは、縦65ピクセル、横150ピクセルとする。
- (2) データ容量は、10キロバイト以内とする。
- (3) 画像形式は、GIF形式又はJPEG形式とする。

2 広告の禁止事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 画像の点滅、画像の切り替わり等動きのあるもの
- (2) 透過色のもの
- (3) テキストボックス等、実際には機能しない表示を模したもの
- (4) 閲覧者が、市に関する情報と誤解するおそれのあるもの
- (5) 閲覧者の意に反した動きをする表現又は閲覧者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのあるもの
- (6) その他広告の表示として適当でないと市長が認めるもの

(広告の掲載位置及び枠数)

第5 広告の掲載位置及び枠数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の掲載位置は、市長が指定する。
- (2) 広告の掲載枠数（以下「広告掲載枠」という。）は、市ホームページに支障をきたさない範囲内とする。

(広告の掲載期間)

第6 広告の掲載期間は、毎月1日から末日までの1月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

2 掲載期間内に、市の都合によりホームページを閉鎖したとき、又は広告主の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、継続して掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長を行わない。

(広告掲載希望者の募集)

第7 市長は、市ホームページ等により広告掲載希望者を募集するものとする。

2 公募は、広告掲載枠を新たに設置するとき又は広告掲載枠に空きが生じるときに行うことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、必要と認める者に広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申請)

第8 申請者は、ホームページ広告掲載申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第3第2号による申請にあつては、第2号から第4号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 広告の電子データ及び印刷物

(2) 大町市に納税義務がある場合にあつては、申請日における直近の市民税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書

(3) 大町市に納税義務がない場合にあつては、消費税及び地方消費税において、3月以内に発行された納税証明書(その3)

(4) 事業の種類が、資格又は免許等を必要とする業種にあつては、それを証明する書類の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項各号に規定する書類の作成等の費用は、申請者の負担とする。

(広告掲載の決定)

第9 市長は、第8の申請書の提出があつたときは、要綱第10に規定する大町市広告審査委員会(以下「委員会」という。)による審査を経て、掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査を経た掲載申し込みの数が、広告掲載枠を超えたときは、次の各号に掲げる順位により決定し、同順位の場合にあつては、掲載希望月数の多いものを優先する。

(1) 公共性が高く、市内に事業所等を有するもの

(2) 市内に事業所等を有するもの

(3) 前2号以外のもの

3 前項の規定によっても、広告掲載枠を超えるときは、抽選により決定する。

4 市長は、掲載の可否を決定したときは、大町市ホームページ広告掲載決定通知書（様式2号）により申請者に通知するものとする。

（広告の掲載料）

第10 広告の掲載料は、次の表のとおりとする。

市内に住所又は事業所を有するもの	1 枠1月	7,000円
	1 枠6月	35,000円
	1 枠12月	63,000円
上記以外のもの	1 枠1月	10,000円
	1 枠6月	50,000円
	1 枠12月	90,000円

（広告掲載料の還付）

第11 第6第2項の規定により広告掲載ができなかった場合で、かつ、掲載期間の延長が困難な場合は、広告掲載料を還付するものとする。

2 還付の額は、掲載期間に応じて納付された広告掲載料に、広告を掲載できなかった日数を乗じて、掲載期間の日数で除した額とし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

（広告掲載の取下げ）

第12 広告主は、自己の都合により、掲載中又は掲載予定の広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により、広告掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

（広告、リンク先の変更）

第13 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホームページ広告掲載変更申請書（様式第3号。以下「変更申請書」という。）を、変更しようとする14日前までに、市長に提出しなければならない。

（1）広告を変更するとき。

（2）リンク先ページのアドレスを変更するとき。

（3）リンク先ページの内容を変更するとき。

2 市長は、前項の変更申請書の提出があったときは、委員会による審査を経て、掲載の可否を決定するものとする。ただし、前項第2号による変更の場合は、審査を省略することができる。

3 市長は、掲載の可否を決定したときは、ホームページ広告掲載変更決定書（様式第4号）により広告主に通知するものとする。

附 則

この要領は、大町市広告掲載要綱の施行の日から施行する。